

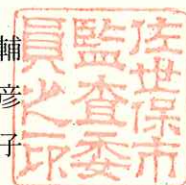
佐世保市監査委員公表第7号

財政援助団体等監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、財政援助団体等監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年3月19日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔  
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦  
佐世保市監査委員 井 上 友 子



佐世保市消防団 分

# 監査結果報告書

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

## 記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 佐世保市消防団
- 3 監査の期間 令和8年2月25日から令和8年3月17日まで
- 4 実施内容

佐世保市の交付金交付団体である佐世保市消防団（以下「消防団」という。）の令和6年度における出納その他の事務が適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 5 監査の着眼点

### 市消防局

- (1) 交付金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 交付金の交付目的及び交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 交付金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 消防団への指導監督は適切に行われているか。
- (6) 消防団の不適正会計処理事件を受け、検討がなされた現金取扱等に関する再発防止策は、適切であるか。

### 消防団

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した交付金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (5) 交付金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (6) 交付金に係る精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う交付金の返納時期等は適切か。

## 6 監査の結果

### 市消防局

- (1) 交付金の決定は佐世保市補助金等交付規則及び佐世保市消防団運営交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に適合していた。
- (2) 交付金の交付目的は要綱に明確に示されており、交付対象事業の内容は要綱及び消防団庶務担当者研修会資料に明確に表示されていた。消防団の設置は条例で定められており、地域に密着した活動団体に対する運営経費の交付は、公益上、十分必要性がある。
- (3) 交付金の額の算定等は要綱に基づき適正に行われていた。
- (4) 消防団長から収支決算報告、消防団各分団から金銭出納簿及び領収書、通帳の写しを提出させており、交付額と収支決算額の照合及び証拠書類による履行の確認は適正に行われていた。しかしながら、提出された書類には、金銭出納簿と領収書の日付が一致していないものや、支払票を添付していないものが見受けられた。また、通帳から現金をまとめて支出した際の現金管理について補助出納簿の作成が徹底されていないなど、会計の管理方法に透明性がないものが見受けられた。会計処理の標準化及び適切な現金管理について指導されたい。
- (5) 例年開催している消防団庶務担当者研修会等を通じて、交付金の使途について指導監督に努めていた。
- (6) 消防団の金銭の管理及び確認等について、適切に関わることで再発防止を進めるよう、対策が講じられていた。

### 消防団

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した交付金の交付申請書、実績報告等は符合していた。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び交付金の請求、受領は適時に行われていた。
- (3) 事業は消防団の健全な運営と活発な活動に資することを目的に実施され、交付金は要綱等に定められた対象事業の経費として執行されていた。
- (4) 金銭出納簿と領収書の日付が一致していないものや、支払票を添付していないものが見受けられた。また、通帳から現金をまとめて支出した際の現金管理について補助出納簿の作成が徹底されていないなど、会計の管理方法に透明性がないものが見受けられた。消防団全体で会計処理の標準化を図るとともに、事故を起こさない、起こさせないためにも現金管理の改善を図られたい。
- (5) 収支決算額は一致するものの、科目内訳の相違が見受けられた。また、収入票及び支払票には取扱者と上席者確認の印が認められ、おおむね責任体制は確立されていた。
- (6) 収支決算書に軽微な不備が散見されたがおおむね適正に行われていた。また、精算に伴う交付金の返納は出納閉鎖期間に適切に行われていた。

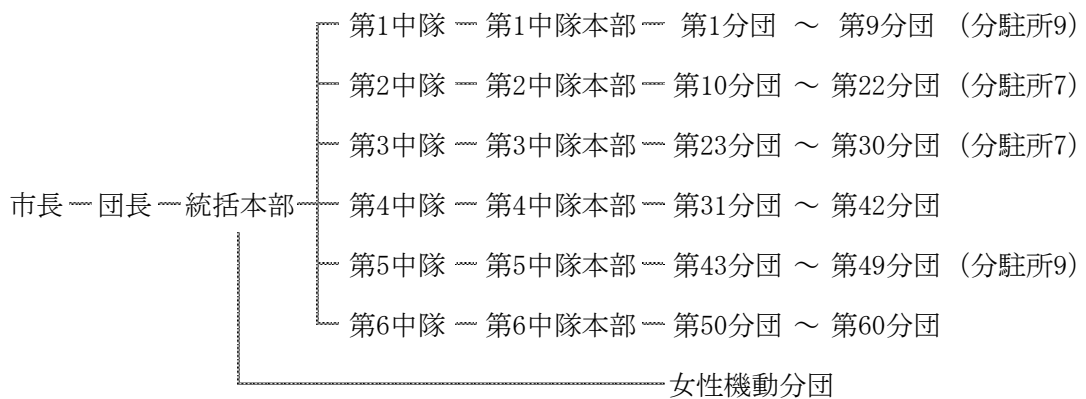
【消防団】の概要は次のとおりである。

## 1 概 要

消防団は、義勇と郷土愛護の精神に基づき有志により構成されている組織であり、団員は各自が職業に従事しながら、必要により招集されて有事の際など消防活動に従事する非常勤特別職の地方公務員である。

その組織は、消防組織法第 18 条第 2 項の規定に基づく佐世保市消防団の組織等に関する規則により、消防団本部、6 個中隊及び 59 個分団、また、団員の定数は、同法第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づく佐世保市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（以下「条例」という。）により 1,609 人と定められている。

### (1) 組織図



※令和 4 年に第 12 分団が第 11 分団に、令和 6 年に第 14 分団が第 13 分団に統合。

### (2) 定員

所属	消 防 団 本 部							合計 1,609 人
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員	1	14	10	11	13	0	0	
所属	分 団							
階級			分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員			59	64	148	302	987	

### (3) 市との関係

条例の規定により、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任用し、その他の団員は市長の承認を得て団長が任用する。

また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとなっている。

佐世保市は、運営交付金として、令和 6 年度に 1,510 万円を交付している。

運営交付金は、要綱に基づき、消防団の運営に要する経費に充てるため、予算の範囲内において交付している。

運営交付金は、基準日における消防団員の実員数にそれぞれの交付金単価を乗じて（離島運営交付金の交付金単価は月額）、その 2 分の 1 ずつを 2 期に分けて交付している。（基準日：前期 4 月 1 日 1,382 人、後期 10 月 1 日 1,430 人）

なお、交付された交付金に残余がある場合は、返納しなければならない。

令和6年度佐世保市消防団運営交付金内訳

(前期) 本部運営交付金	$1,100 \text{ 円} \times 1,382 \text{ 人} \times 1/2 =$	760,100 円
中隊運営交付金	$2,000 \text{ 円} \times 1,382 \text{ 人} \times 1/2 =$	1,382,000 円
分団運営交付金	$7,500 \text{ 円} \times 1,382 \text{ 人} \times 1/2 =$	5,182,500 円
離島運営交付金	$27,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1/2 =$	162,000 円
合 計		7,486,600 円(A)

(後期) 本部運営交付金	$1,100 \text{ 円} \times 1,430 \text{ 人} \times 1/2 =$	786,500 円
中隊運営交付金	$2,000 \text{ 円} \times 1,430 \text{ 人} \times 1/2 =$	1,430,000 円
分団運営交付金	$7,500 \text{ 円} \times 1,430 \text{ 人} \times 1/2 =$	5,362,500 円
離島運営交付金	$27,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1/2 =$	162,000 円
合 計		7,741,000 円(B)

(交付金単価) 本部運営交付金	1,100 円/人
中隊運営交付金	2,000 円/人
分団運営交付金	7,500 円/人
離島運営交付金	7,000 円/月 (第29分団: 高島)
	20,000 円/月 (第30分団: 黒島)

【交付額】 (A) + (B) 15,227,600 円(C)

【返納額】 統括本部	52,145 円
第1中隊	58,706 円
第3中隊	6,760 円
第4中隊	99 円
第6中隊	7,507 円
合 計	125,217 円(D)

【決算額】 (C) - (D) 15,102,383 円